

特定小型原動機付自転車

「特定原付」

電動キックボード等

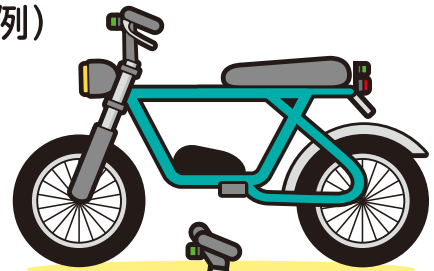
# 交通ルールを守りましょう



※イラストはイメージです。

最近はこんなタイプもあるよ!

(例)



「特定原付」かどうか裏面で必ず確認しよう!

✓ 16歳未満は**運転禁止**

✓ **自賠責保険**(共済)に加入する

✓ **ナンバープレート**をつける

✓ **ヘルメット**を着用しよう(努力義務)

✓ **車道か自転車道**が原則

✓ **飲酒運転**しない

✓ **信号や標識**を守る

✓ 曲がる時は**ウィンカー**

✓ **二人乗り**しない

✓ 運転中は**携帯電話等**を使用しない

✓ **道端などに放置**しない



安全安心を推進する  
マスコットキャラクター  
みまもりいぬ

東京都のHPはこちら

警視庁のHPはこちら



# 「特定原付」を安全に乗るために



## 「特定原付」とは

- 車体は長さ190cm以下・幅60cm以下
- 走行中に最高速度設定を変更できない
- 原動機の定格出力は0.6kW以下
- オートマ(AT機構)である
- 最高速度20km/h以下
- 最高速度表示灯が備えられている

※令和6年12月22日まで経過措置があります。

左記を満たしていない場合、一般原動機付自転車等に分類され、車両区分に応じた交通ルールが適用されます。

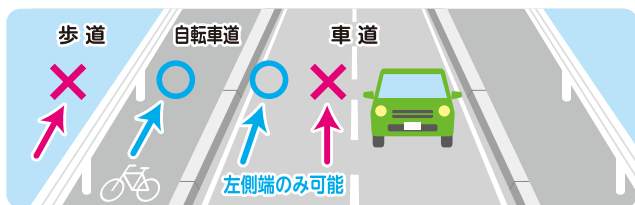
区分	年齢制限	免許	ヘルメット	速度制限	走行場所	最高速度表示灯
一般原動機付自転車(従来の原動機付自転車)	16歳以上	必要	義務	30km/h(法定)	車道	—
特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	20km/h(最高)※	車道・自転車道	緑色点灯
<b>特例 特定小型原動機付自転車</b>	16歳以上	不要	努力義務	6km/h(最高)※	車道・自転車道・特定の歩道	緑色点滅

切替可能な車両もあり(走行中は不可)

※速度抑制装置で制御

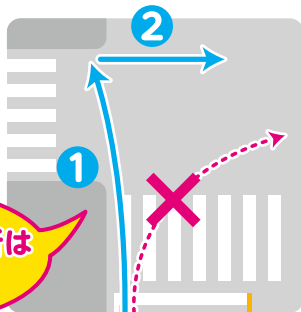
## 車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは**車道(もしくは自転車道)**を走行します。



信号や標識・標示を必ず確認し交通ルールを守りましょう。

交差点での右折は二段階で!



## 歩道通行は例外

「特定原付」のうち、「**特例特定原付**」のみ**自転車**が通行可能な歩道に限り走行できます。歩道は**歩行者優先**です。

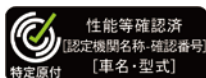
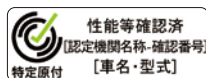
**注意** 標識等で特例特定原付の通行が禁止される場合は除く



## 安全な車両に乗ろう

道路運送車両法の**保安基準に適合**した車両であることを確認しましょう。

(例)



性能等確認済シール

## 交通違反の罰則例

飲酒運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金等
信号無視	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
歩行者を妨害	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
歩道通行*	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

※特例特定小型原動機付自転車の基準を満たす場合で、普通自転車等及び歩行者等専用標識がある場合は除かれます。